

中土佐町農業委員会 会議事録

(令和5年度第4回 総会)

1. 開催日時： 令和5年7月31日（月） 午後1時30分 ～ 午後1時50分
その他を含めると午後2時15分終了

2. 開催場所： 大野見振興局 2階大会議室

3. 出欠委員：	役職・番号	名前	出席	欠席
農業委員	会長	西岡 英男	○	
	会長職務代理者 1番	政岡 妙	○	
	2番	岩本 隼夫	○	
	3番	下元 和恵	○	
	4番	政岡 富生	○	
	5番	政岡 直文	○	
	6番	山岡 正治	○	
農地利用最適化推進委員	1番	有澤 明男		○
	2番	岩崎 憲二	○	
	3番	黒原 美一	○	
	4番	下元 勲	○	
	5番	田上 敦之	○	
	6番	野村 正幸	○	
	7番	正岡 裕二	○	
	8番	山本 孝志	○	
合計			14人	1人

4. 議事日程： 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について（4件）
第2号議案 農用地利用集積計画の作成について（1件）
その他1 地区委員からの報告及び提案等
その他2 事務局からの諸連絡等

5. 農業委員会事務局職員
事務局長 山崎 正明
事務局（書記） 佐竹 和代

6. 議事参与の制限：
該当なし

議長	それでは令和５年度の第４回総会を始めます。慎重にご審議のうえ適正なご決定を頂きたいと思います。
議長	出席委員は１５名中１４名で総会は成立しております。議事録署名人ですが私の方から指名させて頂くことにご異議、御座いませんか。
	『異議無し』
議長	異議なしということですので指名をさせて頂きます。１番、政岡 妙委員さん。６番、山岡 正治委員さん。よろしくお願いします。
議長	議案に入りたいと思います。 第１－１号議案、「農地法第３条の規定による許可申請」についてです。事務局より説明をお願いします。
事務局	【議案書の朗読及び説明】 許可判断については、調査書のとおりで、許可要件を満たしていると考えます。以上です。
議長	説明が終わりました。現地確認の山岡 正治委員さん、何かありましたらお願い致します。
山岡 正治委員	はい、現地はハウスが建っており、現在譲受人が耕作しております。特に問題はないと思います。
議長	これより質疑に入りたいと思います。質疑は御座いませんか。ただちに小休とします。
	【小休中】
議長	正場に戻します。質疑は御座いませんか。
	【発言無し】
議長	質疑が無いようですので、質疑を終わりたいと思います。
議長	採決を致します。第１－１号議案、「農地法第３条の規定による許可申請」について、許可することにご異議は御座いませんか。
	『異議無し』
議長	異議なしということなので、第１－１議案は許可されました。
議長	続きまして第１－２号議案と第１－３号議案、「農地法第３条の規定による許可申請」については関連がありますので、事務局よりまとめて説明をお願いします。
事務局	【議案書の朗読及び説明】 許可判断については、調査書のとおりで、許可要件を満たしていると考えます。以上です。
議長	説明が終わりました。現地確認の山本 孝志委員さん、何かありましたらお願い致します。
山本 孝志委員	はい、申請地の田は現在耕作されています。畑は荒れている所がほとんどですが、境界がわかりやすく管理の大変さがうかがえます。問題はないと思います。

議長	これより質疑に入りたいと思います。質疑は御座いませんか。 ただちに小休とします。
	【小休中】
議長	正場に戻します。質疑は御座いませんか。
	【発言無し】
議長	質疑が無いようですので、質疑を終わりたいと思います。
議長	採決を致します。第1－2号議案と第1－3号議案、「農地法第3条の規定による許可申請」について、許可することにご異議は御座いませんか。
	『異議無し』
議長	異議なしということなので、第1－2号議案と第1－3号議案は許可されました。
議長	続きまして第1－4号議案「農地法第3条の規定による許可申請」についてです。事務局から説明をお願いします。
事務局	【議案書の朗読及び説明】 許可判断については、調査書のとおりで、許可要件を満たしていると考えます。以上です。
議長	説明が終わりました。現地確認の下元 和恵委員さん、何かありましたらお願い致します。
下元 和恵委員	はい、申請地は現在譲受人が耕作している田の一角で、橋が建設される際に整理されなかったため名義が現在のままになっていました。問題はないと思います。
議長	これより質疑に入りたいと思います。質疑は御座いませんか。 ただちに小休とします。
	【小休中】
議長	正場に戻します。質疑は御座いませんか。
	【発言無し】
議長	質疑が無いようですので、質疑を終わりたいと思います。
議長	採決を致します。第1－4号議案、「農地法第3条の規定による許可申請」について、許可することにご異議は御座いませんか。
	『異議無し』
議長	異議なしということなので、第1－4号議案は許可されました。
議長	続きまして第2号議案「農用地利用集積計画の作成」についてです。事務局から説明をお願いします。
事務局	【議案書の朗読及び説明】 許可判断については、調査書のとおりで、許可要件を満たしていると考えます。以上です。

- | | |
|---------|--|
| 議長 | 説明が終わりました。現地確認の下元 和恵委員さん、何かありましたらお願い致します。 |
| 下元 和恵委員 | はい。申請地は現在譲受人が耕作しております。利用権の更新なので問題はないと思います。 |
| 議長 | これより質疑に入りたいと思います。質疑は御座いませんか。ただちに小休とします。 |
| | 【小休中】 |
| 議長 | 正場に戻します。質疑は御座いませんか。 |
| | 【発言無し】 |
| 議長 | 質疑が無いようですので、質疑を終わりたいと思います。 |
| 議長 | 採決を致します。第2号議案、「農用地利用集積計画の作成」について、許可することにご異議は御座いませんか。 |
| | 『異議無し』 |
| 議長 | 異議なしということなので、第2議案は許可されました。 |
| 議長 | 以上をもちまして、令和5年度第4回総会を閉会致します。引き続きその他の案件に移ります。 |

署名委員	
署名欄	

その他 1

地区委員からの報告及び提案等

地区の農地周辺の使用状況について情報共有

その他 2

事務局からの諸連絡等

研修会について

地域計画について

来月の総会日程の確認

個人×法人

農地法第3条許可申請 調査書

1. 個人情報

	項目	住所	名前
貸付人・譲渡人	譲渡人		
借受人・譲受人	譲受人		

2. 農業委員会に対する上程の内容

上程する総会		議案番号	調査日
令和5年度第4回 総会		第 1-1 号	令和5年7月20日
総評	農地法第3条第2項における要件に該当しており、許可基準を満たしていると判断できる。		
特記事項			

3. 法外審査

項目	調査結果	備考
中山間直接支払い事業の協定地であるか	該当しない	
農業者年金の特定処分対象農地か	該当しない	
3年3作方針の未達成	該当しない	
移動先が町外農家の場合、他市町村の農地の状況は確認できているか。	該当しない	

4. 農地第3条第2項における不許可要件の確認

項目	調査結果	判断理由
①全部効率要件 (2項1号)	該当しない	経営規模に対して保有機械、従事日数、農作業に従事する家族等の状況より、効率的利用ができるものと考えられる。
②農地所有適格法人以外の法人 (2項2号)	該当しない	個人のため、適用無し
③信託 (2項3号)	該当しない	信託ではないので、適用無し。
④農作業常時従事 (2項4号)	該当しない	今後、耕作する者は300日農作業をする計画があり、今後、従事すると見込まれる。耕作内容より妥当である。
⑤転貸禁止 (2項5号)	該当しない	転貸にはあたらない。
⑥地域調和 (2項6号)	該当しない	下記には該当していないことが認められる。 ・農地の面的利用の分断 ・他の農業者の水利の阻害 ・地域の営農体系の阻害 ・共同防除等の支障 ・極端な借賃による借賃市場の暴騰

担当委員：	山岡 正治委員
作成：	事務局 佐竹 和代

個人×法人

農地法第3条許可申請 調査書

1. 個人情報

	項目	住所	名前
貸付人・譲渡人	譲渡人		
借受人・譲受人	譲受人		

2. 農業委員会に対する上程の内容

上程する総会		議案番号	調査日
令和5年度第4回 総会		第 1-2 号	令和5年7月19日
総評	農地法第3条第2項における要件に該当しており、許可基準を満たしていると判断できる。		
特記事項			

3. 法外審査

項目	調査結果	備考
中山間直接支払い事業の協定地であるか	該当しない	
農業者年金の特定処分対象農地か	該当しない	
3年3作方針の未達成	該当しない	
移動先が町外農家の場合、他市町村の農地の状況は確認できているか。	該当する	農地なし

4. 農地第3条第2項における不許可要件の確認

項目	調査結果	判断理由
①全部効率要件 (2項1号)	該当しない	経営規模に対して保有機械、従事日数、農作業に従事する家族等の状況より、効率的利用ができるものと考えられる。
②農地所有適格法人以外の法人 (2項2号)	該当しない	個人のため、適用無し
③信託 (2項3号)	該当しない	信託ではないので、適用無し。
④農作業常時従事 (2項4号)	該当しない	今後、耕作する者は80日農作業をする計画があり、今後、従事すると見込まれる。耕作内容より妥当である。
⑤転貸禁止 (2項5号)	該当しない	転貸にはあたらない。
⑥地域調和 (2項6号)	該当しない	下記には該当していないことが認められる。 ・農地の面的利用の分断 ・他の農業者の水利の阻害 ・地域の営農体系の阻害 ・共同防除等の支障 ・極端な借賃による借賃市場の暴騰

担当委員：	山本 孝志委員
作成：	事務局 佐竹 和代

個人×法人

農地法第3条許可申請 調査書

1. 個人情報

	項目	住所	名前
貸付人・譲渡人	譲渡人		
借受人・譲受人	譲受人		

2. 農業委員会に対する上程の内容

上程する総会		議案番号	調査日
令和5年度第4回 総会		第 1-3 号	令和5年7月19日
総評	農地法第3条第2項における要件に該当しており、許可基準を満たしていると判断できる。		
特記事項			

3. 法外審査

項目	調査結果	備考
中山間直接支払い事業の協定地であるか	該当しない	
農業者年金の特定処分対象農地か	該当しない	
3年3作方針の未達成	該当しない	
移動先が町外農家の場合、他市町村の農地の状況は確認できているか。	該当しない	

4. 農地第3条第2項における不許可要件の確認

項目	調査結果	判断理由
①全部効率要件 (2項1号)	該当しない	経営規模に対して保有機械、従事日数、農作業に従事する家族等の状況より、効率的利用ができるものと考えられる。
②農地所有適格法人以外の法人 (2項2号)	該当しない	個人のため、適用無し
③信託 (2項3号)	該当しない	信託ではないので、適用無し。
④農作業常時従事 (2項4号)	該当しない	今後、耕作する者は80日農作業をする計画があり、今後、従事すると見込まれる。耕作内容より妥当である。
⑤転貸禁止 (2項5号)	該当しない	転貸にはあたらない。
⑥地域調和 (2項6号)	該当しない	下記には該当していないことが認められる。 ・農地の面的利用の分断 ・他の農業者の水利の阻害 ・地域の営農体系の阻害 ・共同防除等の支障 ・極端な借賃による借賃市場の暴騰

担当委員：	山本 孝志委員
作成：	事務局 佐竹 和代

個人×法人

農地法第3条許可申請 調査書

1. 個人情報

	項目	住所	名前
貸付人・譲渡人	譲渡人		
借受人・譲受人	譲受人		

2. 農業委員会に対する上程の内容

上程する総会		議案番号	調査日
令和5年度第4回 総会		第 1-4 号	令和5年7月18日
総評	農地法第3条第2項における要件に該当しており、許可基準を満たしていると判断できる。		
特記事項			

3. 法外審査

項目	調査結果	備考
中山間直接支払い事業の協定地であるか	該当しない	
農業者年金の特定処分対象農地か	該当しない	
3年3作方針の未達成	該当しない	
移動先が町外農家の場合、他市町村の農地の状況は確認できているか。	該当しない	

4. 農地第3条第2項における不許可要件の確認

項目	調査結果	判断理由
①全部効率要件 (2項1号)	該当しない	経営規模に対して保有機械、従事日数、農作業に従事する家族等の状況より、効率的利用ができるものと考えられる。
②農地所有適格法人以外の法人 (2項2号)	該当しない	個人のため、適用無し
③信託 (2項3号)	該当しない	信託ではないので、適用無し。
④農作業常時従事 (2項4号)	該当しない	今後、耕作する者は150日農作業をする計画があり、今後、従事すると見込まれる。耕作内容より妥当である。
⑤転貸禁止 (2項5号)	該当しない	転貸にはあたらない。
⑥地域調和 (2項6号)	該当しない	下記には該当していないことが認められる。 ・農地の面的利用の分断 ・他の農業者の水利の阻害 ・地域の営農体系の阻害 ・共同防除等の支障 ・極端な借賃による借賃市場の暴騰

担当委員：	下元 和恵委員
作成：	事務局 佐竹 和代

農用地利用集積計画 調査書

1. 個人情報

	項目	住所	名前
貸し手	貸付人		
借り手	借受人		

2. 農業委員会に対する上程の内容

上程する総会		議案番号	調査日
令和5年度第4回 総会		第 2 号	令和5年7月18日
総評	農業経営基盤強化促進法第18条第3項における要件に該当しており、許可基準を満たしていると判断できる。		
特記事項			

3. 法外審査

項目	調査結果	備考
中山間直接支払い事業の協定地であるか	該当する	借受人が中山間事業の協定参加者であり、問題ない。
農業者年金の特定処分対象農地か	該当しない	

4. 農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号における許可要件の確認

項目		調査結果	判断理由
基本構想 第4の(1) 利用権の 設定等を 受ける者 の（受け た後にお いて）備 えるべき 要件	①効率的に利用 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地の すべてを効率的に利用して耕作又は養畜 の事業を行うと認められるか。	該当する	保有機械、従事日数、農作業に従事す る家族等の状況より、効率的利用がで きるものと考えられる。
	②農作業に60日以上従事 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に6 0日以上、従事すると認められるか。 （認められない場合は、解除条 件を付けられる）	該当する	200日とされており、適正である。
	③自立意欲と能力 農業によって自立しようとする意欲と能 力を有すると認められるか。	該当する	農業専従者として自立の意欲と能力が 認められる。
	④農業従事年齢 農業経営に主たる農業従事者に青壮年 （16～60歳）の者がいるか。	該当する	借り手は、65歳であり、適正である
	⑤地域の役割分担、継続的か つ安定的な農業経営 地域の農業における他の農業者との適切 な役割分担の下に継続的かつ安定的に農 業経営を行うと見込まれること。 （解除条件付きの場合、特に注 意して確認）	該当する	共同利用施設等、地域における役割分 担を担う計画があり、権利取得によ り、地域への農業の影響も考慮され、 安定的な農業経営が込まれると考えら れる。
基本構想 第4の (2)利用 権の設定 等の内容	①存続期間 3年（農業者年金等は10年）ただし、 栽培を予定する作目により、3年と異な る存続期間でも良い。	該当する	10ヶ月とされており、適正と認めら れる。
	②借賃の算定基準 農地法第52条の賃借料情報等を考慮 し、当該農地の生産条件等を勘案して算 定されているか。物納の場合も同様。	該当しない	
	③借賃の支払方法	該当しない	

担当委員：	下元 和恵委員
作成：	事務局 佐竹 和代